

建物共済掛金表

共済金額（加入金額）1,000万円あたり

物件 共済の種類	普通物件			特殊物件一般			特殊物件割増		
	住宅・アパート・農作業場・納屋・物置・倉庫（自家用）・土蔵・集会場（330m ² 以内）等			店舗・店舗併用住宅・畜舎・旅館・民宿・神社・寺院・事務所・公民館・集会所（330m ² を超える）等			料理飲食店・食品製造加工・クリーニング・自動車修理・木工木材加工・繊維加工等		
上記建物に付属する工作物（門・垣・塀・カーポート等）住宅等に収容する家具類									

火災共済	年払い								
	一般造 円 6,900	耐火造B 円 4,500	耐火造A 円 2,500	一般造 円 12,300	耐火造B 円 6,500	耐火造A 円 2,600	一般造 円 31,300	耐火造B 円 14,500	耐火造A 円 4,600
基本契約	7,400	4,800	2,700	13,200	7,000	2,800	33,700	15,600	4,900
臨時費用 担保特約	10%	7,900	5,100	2,800	14,000	7,400	2,900	35,700	16,500
	20%	8,100	5,300	2,900	14,500	7,500	3,000	36,500	16,800
	30%								5,300

※小損害実損てん補特約を選択した場合、上記掛金に500円（30万円）または700円（50万円）を加算します。

総合共済	年払い								
	一般造 円 24,600	耐火造B 円 22,600	耐火造A 円 20,800	一般造 円 29,200	耐火造B 円 24,300	耐火造A 円 20,900	一般造 円 45,500	耐火造B 円 31,100	耐火造A 円 22,600
基本契約	26,700	24,400	22,400	31,800	26,300	22,500	50,100	33,900	24,400
臨時費用 担保特約	10%	27,200	24,800	22,800	32,600	26,800	22,900	51,500	34,700
	20%	27,600	25,100	23,100	33,100	27,100	23,200	52,400	35,300
	30%								25,100

※小損害実損てん補特約を選択した場合、上記掛金に1,830円（30万円）または3,090円（50万円）を加算します。

建物の構造別区分の一例

一般造

木造または鉄骨造の建物で耐火造A、耐火造Bに該当しない建物。



耐火造B

外壁のすべてがコンクリート造、レンガ造、土蔵造のもの。鉄骨造建物で外壁が不燃材料（石こうボード等）で造られたもの。



耐火造A

コンクリート造または耐火被覆鉄骨で外壁屋根のすべてが不燃材料のもの。



共済掛金の納入は **口座振替** でお願いします！

お申し込み、お問い合わせは最寄りのNOSAIへ

東部地域センター

〒410-2124 伊豆の国市原木857-2

TEL:055-949-1063 FAX:055-949-6424

〒412-0039 御殿場市かまど1083-1

TEL:0550-82-3038 FAX:0550-82-2934

〒418-0021 富士宮市杉田1230-5

TEL:0544-25-8100 FAX:0544-25-8101

中部地域センター

〒427-0019 島田市道悦5丁目3-15

TEL:0547-37-1751 FAX:0547-37-1760

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目15-13

TEL:054-333-9066 FAX:054-333-9067

中東遠地域センター

〒437-0056 袋井市小山20-1

TEL:0538-42-2816 FAX:0538-42-2997

西遠地域センター

〒433-8104 浜松市北区東三方町242-1

TEL:053-438-3480 FAX:053-438-3481

業務管理センター

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目15-13

TEL:054-251-3511 FAX:054-255-0741



NOSAI 静岡
LINE アカウント
友だち登録受付中！



安心のネットワーク
NOSAI 静岡
<https://www.nosai-shizuoka.or.jp/>

(22/0926500)



安心シテ農業ニ 取組ンデモラウタメニ。	安心シテ農業ニ ノウカノタテモノノ シックカリ補償。	住宅、倉庫 農作業所トウ 自然災害ニモマケズ。	風ニモマケズ 火災、地震、降雪 落雷トウノ
------------------------	----------------------------------	-------------------------------	-----------------------------

しっかり補償、安心の暮らしをサポート

建物共済 **住まいる**

安心のネットワーク
NOSAI

火災・落雷等に備えて

火災共済

加入できる金額(1棟あたり)

建物と家具類等を合わせて…

6,000万円

自然災害、地震等に備えて

総合共済

加入できる金額(1棟あたり)

建物と家具類等を合わせて…

4,000万円

※1棟の建物について、「火災共済」「総合共済」合わせて 最高1億円まで加入できます。

対象となる事故 共済種類	火災等の事故								自然災害			地震等の事故		
	火災	落雷	破裂爆発	外部からの物体の落下飛来・衝突	建物内部での車両・積載物の衝突	給排水設備の事故などによる水漏れ損	盗難によるき損・汚損	騒乱に伴う破壊行為による損害	風水害	雪害	土砂崩れなど	地震	津波	噴火
火災共済	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
総合共済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

共済金支払例

※算出した損害共済金が加入金額を超える場合、加入金額が上限となります。

火災等の場合(総合共済・火災共済 共通)

◆加入金額が建物等評価額の80%以上の場合

$$\text{損害共済金} = \text{損害額}$$

◆それ以外の場合

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{加入金額}}{\text{建物等評価額}} \times 80\%$$

建物等評価額が2,000万円の場合

損害額	加入金額	損害共済金
1,000万円	2,000万円	1,000万円
	1,000万円	約625万円

十分な補償を得るために、
建物等評価額の80%以上のご加入をお勧めします。

※4,000万円または2,300万円の加入制限のある物件があります。

制限のある物件については火災・総合合わせて8,000万円または4,600万円が限度額となります。

自然災害の場合(総合共済のみ)

地震等による損害の場合

建物等評価額が2,000万円の場合

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{加入金額}}{\text{建物等評価額}} \times 50\%$$

損害額	加入金額	損害共済金
1,000万円	2,000万円	500万円
	1,000万円	250万円

風水害・雪害・土砂崩れなどによる損害の場合

◆全損の場合(損害額が建物等評価額の80%以上の場合)

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{加入金額}}{\text{建物等評価額}}$$

◆それ以外の場合(損害額が建物等評価額の80%未満の場合)

$$\text{損害共済金} = (\text{損害額} - \begin{cases} \text{建物等評価額の} 5\% \\ \text{または} \\ 1\text{万円} \end{cases}) \times \frac{\text{加入金額}}{\text{建物等評価額}}$$

建物等評価額が2,000万円の場合

損害額	加入金額	損害共済金
1,000万円	2,000万円	約999万円
	1,000万円	約499万円

充実した『費用共済金』のラインナップ! 損害共済金に加算してお支払いします。

「費用共済金」とは、共済目的そのものの損害の他に生じた経済的損害に対してお支払いするものです。(基本契約に含まれる)

費用共済金の種類		火災共済	総合共済
残存物取片付け 費用共済金		火災事故や風災、水災で損害を受けたときに、残存物の取片付け清掃費用、搬出費用に対してお支払いいたします。 実際に要した費用を損害共済金の10%を限度にお支払いします。	<input checked="" type="radio"/> 地震等による事故を除く
特別費用 共済金		全損(損害割合80%以上)になったとき、加入金額の10%をお支払いします。 (1棟200万円が限度です)	<input checked="" type="radio"/> 地震等による事故を除く
損害防止費用 共済金		消防活動により損害の防止・軽減のために要した消火剤等の詰め替え費用などがあったときにお支払いします。 (実費が限度です) 損害防止軽減費用の額 × $\frac{\text{加入金額}}{\text{建物等評価額} \times 80\%}$	<input checked="" type="radio"/>
地震火災費用 共済金		建物火災共済において、地震・噴火等を原因とする火災が生じ、半焼(損害割合20%)以上か家具類が全焼のとき、加入金額の5%をお支払いします。	<input checked="" type="radio"/> 主契約の補償の範囲に含まれます
失火見舞費用 共済金		建物共済加入物件から発生した火災等による事故により、第三者が所有する建物などに類焼、汚損等の損害(煙損、臭損を除く)が発生した場合、見舞金などの費用としてお支払いします。 被災世帯×50万円(加入金額の20%を限度)	<input checked="" type="radio"/>
水道管凍結修理 費用共済金		水道管の凍結破損(これに起因する共済目的の水漏れ損害が発生していない場合)に係る復旧費用を実費で補償します。(1共済事故につき10万円が限度です)	<input checked="" type="radio"/>

例えば、評価額2,000万円の住宅が全焼した場合

加入金額2,000万円のとき、お支払い額は…



お支払いができない事故(一部抜粋)

- 火災 ●風呂の空焚きによる損害 ●地震を原因とする火災(火災共済のみの加入の場合)
- 物体の落下等 ●自然災害による損害(火災共済のみの加入の場合) ●建物内部からの損害(車両又はその積載物の衝突又は接触を除く)
- 給排水設備 ●経年劣化による損害 ●建物内部に水漏れ損が発生していない場合
- 盗難による損害 ●盗難品
- 風水害 ●経年劣化による損害(雨漏り等) ●窓を開けていた場合等の風雨の吹き込み ●損害額が1万円に満たない損害
- 地震等 ●建物の損害割合が5%(家財等は70%)に満たない場合

保管中農産物補償共済

納屋、倉庫等の建物に収容されている農産物や輸送中の農産物を補償対象とします。加入できる方は農作物共済、果樹共済及び畑作物共済加入者で、共済目的である農産物に限ります。
建物総合共済の共済事故に加え、盗難及び輸送中の事故(火災又は破裂・爆発、衝突、墜落若しくは転覆、ただし荷崩れは除く)を共済事故とします。
1品目につき1口100万円、加入タイプは補償期間が120日以内のAタイプ(一時保管向け)2,500円と1年間のBタイプ(通年保管向け)6,500円があります。

事故が発生したときは・・・

速やかにNOSAIに連絡してください。職員が現地調査にお伺いいたします。
なお、調査終了まで現場保存にご協力願います。

特約

-更なる補償の充実に向けて-

新価特約

建物・家具類などの共済の対象が損害を受けたときの評価として、現在と同等のものを再建築・再購入するために必要な額を基準に補償する特約です。(建物等評価額の残存価額の割合が50%以上のとき)

臨時費用担保特約(地震等による事故を除く)

共済事故によって建物や家具類が損害を受けた場合に臨時に出費する費用や、事故によって死亡あるいは後遺障害を被った場合に費用をお支払いする特約です。

- 支払額=損害共済金の10%、20%、30%で加入者が選択された割合に相当する金額をお支払いします。(但し、1回の事故につき1建物250万円が限度)
- 死亡・後遺障害費用共済金の支払額=共済金額の30%に相当する金額(但し、1回の共済事故につき、1名ごとに200万円が限度)

例 損害共済金100万円の支払いがあった場合

- ①特約なしの場合

100万円の支払い

- ②30%の特約を付した場合

100万円(損害共済金)にプラスして
100万円(損害共済金) × 30% = 30万円

130万円の支払い

小損害実損てん補特約(地震等による事故を除く)

共済事故により損害を受けた場合、30万円又は50万円のうちから組合員があらかじめ選択した額を限度として共済金をお支払いする特約です。

- 加入要件=1契約あたりの建物(家具類等を含む)1棟の加入金額が1,000万円以上であること。
- 掛金=火災共済で500円(30万円)または700円(50万円)、総合共済で1,830円(30万円)または3,090円(50万円)の加算をしていただきます。
- 対象事故=火災共済、総合共済それぞれの支払事故が対象となります。

例 落雷でエアコンが壊れ、30万円の被害が発生した場合(選択金額30万円の場合)

- ①特約なしの場合

損害額(30万円) × $\frac{\text{加入金額}(1,600万円)}{\text{建物等評価額}(3,000万円) \times 80\%}$ =

損害共済金
20万円

加入割合によって
共済金を計算します。

- ②特約を付した場合

30万円の損害額までは、損害額が損害共済金となるので、
※選択金額が50万円の場合は50万円の損害額まで

30万円

費用共済金不担保特約

この特約を付けると、基本契約で補償している費用共済金(残存物取片付け費用共済金、特別費用共済金、損害防止費用共済金、地震火災費用共済金(火災共済の場合)、失火見舞費用共済金及び水道管凍結修理費用共済金)のお支払いはありませんが、その分の共済掛金等が割り引かれます。

自動継続特約(加入時に年数を選択)

加入時にこの特約を付けると、3~10年間は毎年の更新手続きが不要となり、同一内容の契約が自動継続されます。毎年の更新手続きの忘失による共済責任期間の中止が防止できます。

あなたの家の再取得価額を計算してみましょう!

私の家はいくら?

評価額計算表

□の中に数字を入れてください。(新価特約での評価額)

(一般造の場合)

坪当たり価額	建物延面積	\times	建物の評価額
坪当たり価額の目安		=	万円
標準60 万円			



家具類とは、生活に必要な家庭生活用具のことです。

営業用什器等はご加入できません。

(万円)

世帯人数	単身	2人		3人		大人	小人
	1人	1人1人	2人	1人1人2人	2人1人1人		
住宅延面積	20坪(66m ²)未満	860	930	1,030	960	1,060	1,310
家族構成	20坪(66m ²)以上 40坪(132m ²)未満	920	990	1,230	1,080	1,250	1,490
40坪(132m ²)以上 70坪(231m ²)未満	1,120	1,190	1,340	1,260	1,410	1,730	
70坪(231m ²)以上	1,340	1,410	1,590	1,470	1,660	1,940	

世帯人数	4人			5人以上					
	1人1人3人	2人2人	3人1人	4人	1~2人 3~4人	3人2人	4人1人	5人	
住宅延面積	20坪(66m ²)未満	1,070	1,100	1,460	1,590	1,170	1,500	1,700	1,870
家族構成	20坪(66m ²)以上 40坪(132m ²)未満	1,130	1,270	1,600	1,830	1,360	1,740	1,940	2,080
40坪(132m ²)以上 70坪(231m ²)未満	1,330	1,480	1,840	2,020	1,550	1,940	2,160	2,370	
70坪(231m ²)以上	1,540	1,730	2,040	2,220	1,790	2,150	2,330	2,560	

補償の対象とならないもの

- 自動車
- 通貨、有価証券、預貯金証書
- 貴金属及び書画、骨董品その他美術品で一個または一組30万円を超えるもの
- 動物、植物
- 営業用什器備品、商品、製品、原材料、工作機械
- 加入物件に「除く。」旨が記載されている物



落雷による電気製品等の被害に備えて、建物だけの加入でなく家具類への加入もおすすめします。

落雷事故が発生した場合は、速やかにNOSAIへ連絡してください。

建物 エアコン、給湯器、TVアンテナ など

家具類 テレビ、DVDレコーダー、パソコン、電話機 など

●ご加入できる方について

※ご加入できるのは、組合員資格がある方に限られますのでご注意下さい。加入の際には、組合員資格の有無を確認させていただきます。

組合員資格がある方とは、水稲、麦、牛、豚、果樹、大豆、茶、園芸施設の業務を営む者、又は建物を所有又は管理する者で農業に従事する者をいいます。

主な用語のご説明

●共済目的 加入できる建物、家具類、農機具のことをいいます。

●共済事故 共済金の支払い対象となる偶然の事故のことをいいます。

●共済責任期間 共済金をお支払いする事由が発生した場合に、組合が支払い責任を持つ補償対象の期間。共済証券に記載された期間。

●共済金額 (加入金額) 加入者と組合が契約した金額。共済目的が共済事故により損害を生じたとき、組合が支払う共済金の最高限度額。これに基づき支払う共済金を算出します。

●共済価額 建物等評価額の残存価額の割合が50%以上の場合は再取得価額、50%未満の場合は時価額をいいます。

●加入割合 共済金額(加入金額) ※加入割合が低いと損害額に対して再取得価額または時価額

※加入割合が低いと損害額に対して十分な補償が受けられません。

●共済金 共済事故によって共済目的に生じた損害について支払う金額を言います。建物共済では、損害共済金のほかに費用共済金があります。

●再取得価額 同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを再建築(再取得、再購入)するために要する額をいいます。

●時価額 再取得価額から経過年数に応じた減価額を控除した額をいいます。

●残存価額の割合 ... 時価額
再取得価額

建物火災共済・総合共済重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・個人情報の取扱について)

この「説明書」は、建物共済への加入にあたり、ご契約に関する重要な事項(契約概要・注意喚起情報)を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承の上、お申込みいただけますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、建物火災共済・総合共済約款及び特約条項をご参照ください。

「契約概要」:共済の仕組みの内容をご理解いただくための事項です。 「注意喚起情報」:お申込みに際して加入者の不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項です。

⑦付帯できる特約及びその概要

建物共済に付帯できる特約及びその概要は次のとおりです。なお、詳しくは特約条項でご確認ください。

特約の名称	特約の概要	ご留意事項
新築特約	損害共済金算定の基となる共済価額及び損害額を再築又は再取得する際に要する再取得価額で評価します。	建物の築年数によっては付帯できない場合があります。
小損害実損償補特約	損害の額が30万円又は50万円のうちから組合員があからさまに選択した組合の管内に住所を有し、農業に従事する者。	責任期間中に共済金を減額したことにより、この特約は建物火災共済又は建物総合共済の共済金額が1,000万円以下の契約に付帯できます。
臨時費用担保特約	建物共済の契約は、加入いただく方が所有または管理する建物を建物共済加入申込書に必要事項を記入・署名または押印して申込み、組合がその申込みを受諾したときに成立します。	事故の際の臨時の出費のために損害共済金×加入の際に選択された給付割合(10.20.30%)をお支払いします(250万円が限度)。また、火災等事故により加入者や同居人などの方が、死亡又は後遺障害を被った場合、1名ごとに共済金額×30%(200万円が限度)をお支払いします。
費用共済金不擔保特約	事故の際に支払う共済金は、損害共済金のみで費用共済金のお支払いはありません。	共済金等は費用共済金に相当する分が割引となります。
※収容農産物補償特約	建物総合共済の共済目的である建物に収容される農産物(米穀、麦、大豆)が共済事故により損害を受けた場合に、その損害に対して収容農産物損害共済をお支払いします。	共済責任期間は次のいずれかが選べます。Aタイプ(申し出た開始日から末日までの120日以下の期間)、Bタイプ(主契約の責任期間と同一の期間)
自動継続特約	毎年の更新手続きの必要なく、責任期間を最大10年間自動継続します。	共済金等は毎年お支払いいただきます。

* 2020年9月より新規の契約はできません。

⑧組合の解散時等の取り扱い

組合は、その保有する共済金等支払い責任の一部を全国連合会と保険関係を締結して危険の分散を図っていますが、解散せざるを得なくなった場合、農業保険法では、契約を終了し、まだ経過していない共済責任期間に対応する共済金等を加入者に払い戻します。ただし、財務状況によっては、その金額が削減されることがあります。

II. 注意喚起情報のご説明

①告知義務等の内容

(1)契約時の注意事項(告知義務—加入申込書の記載上の注意事項)

・契約者は、ご契約時に危険に関する重要な事項として組合が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知しなくてはなりません。(告知義務・告知義務(告知義務))

・加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が告知事項です。この項目が、事実と違っている場合、又は事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ず確認ください。

【告知事項】
①建物の情報…用途、構造、延床積、てん舎範囲、有業期間、設備(動力・電力等)、所在地
②他の保険・共済契約等に関する情報…建物を契約の対象とする他の保険契約又は共済契約

③契約後のご連絡いたゞべき事項(通知義務事項等)
・ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には、速やかに組合にご通知ください。
・ご通知がない場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

・ご通知いたしました内容により、ご契約の変更を行いますが、変更ができない場合は、ご契約の全部又は一部を解除する場合があります。

【通知事項等】(加入申込書の☆印以外の事項)
①建物を譲渡する場合
②建物を解体・改築・増築・修繕又は構造変更する場合
③建物を30日以上無人又は空室にする場合
④建物が共済事故以外の原因により破損した場合
⑤共済目的を他の場所に移転する場合
⑥共済目的の危険が著しく減少した場合

②損害防止義務

(1)共済契約者は共済目的について通常管理や、事故が発生したとき又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努めるなどの損害防止義務があります。

(2)損害防止義務を怠ったときは、損害の額から損害防止防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

③重大事由による解除

次のことがあつた場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

(1)共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

(2)共済金の支払いについて欺詐行為を行なったこと。

(3)組合の契約者の債務を損なう。

④超過共済による共済金額の減額

(1)契約の際に設定された共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、契約者の善意でかつ重大な過失がなかった場合、契約者はその超過する部分について契約日から取り消すことができます。

(2)契約後に共済目的の価額が著しく減少し、共済金額が共済額を超過した場合、契約者はその超過した部分について、超過したから先の期間について共済金額の減額を請求することができます。

⑤共済金の返却・共済掛金等の追加

(1)通則の義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、約款等の規定により共済金の返却又は共済掛金等の追加請求をいたします。

(2)解除の理由によっては、共済金を返却しない場合があります。

⑥事故が起こった場合の手続き等

(1)事故が起こった場合の手続き

①事故が発生した場合遅延なく組合に連絡ください。

②共済契約者は組合から請求した共済金請求書などの書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。

③組合は事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。

④事故の通知を怠つたり、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、または正当な理由なく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合、契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。

(2)共済金支払後の共済契約